

第25回重点方針専門調査会「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」についての意見

委員 小山内世喜子

P1 はじめに

下から9行目 「さらに、無理やり性交等された……」の文脈であるが、前の文脈に体して唐突過ぎるように思われる。ここは、先に主語を入れ、「さらに、女性に対する暴力では、無理やり性交等された被害経験がある女性（20歳以上）が約13人に1人6に及ぶことや、25～44歳の女性の約3割が職場においてセクハラ被害を経験しているとの調査結果7があるなど、いまだ深刻な問題である。」とした方が、受け入れやすい。

P13 5（1）防災・復興施策への男女共同参画の視点の反映

下から3行目に「被災地等でのシンポジウム・ワークショップの開催、……」とされているが、今は日本どこにおいて災害が起きてもおかしくない状況下であり、「等」はついているものの、防災に対する意識の地域格差をなくすためにも、「被災地等」は削除しても良いのではないだろうか。

（2）防災分野における女性の参画拡大等

女性消防吏員や女性消防団の比率を高めるために環境整備や全国大会等の交流の場を積極的に取組むことは重要である。一方、女性消防吏員のキャリア支援に携わっている経験上、モチベーションの阻害要因となっていることは、男社会の中で培われた慣習や常識であり、その払拭が重要ととらえている。階級社会が色濃い分野の職域においてはジェンダーバイアス及びアンコンシャスバイアスが根強く、男性の意識改革も併せて必要であり、書き込んでいただきたい。

P14 1. 男性の暮らし方・意識の変革

男性の家事育児参画について、ここでは育児休業の取得促進について取り上げているが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る、在宅勤務や休校で家事や育児の負担と分担などについて京都大学の落合教授が調査した結果、在宅勤務などで自宅にいる時間が増えたことでこれまでよりも家事育児に参画する男性が増えた一方、ケア対象者（夫）が増え、家事育児負担が増えたことによるストレス等で体調不良を訴える女性も増えたとしている。育児休暇取得の向上のみならず、社会全体での意識改革を推進する上で、具体例としてこのような事例も含んだうえで固定的性別役割分担意識の変革の必要性を述べてはいいかがだろうか。

P16 2. 女性活躍に資する多様な働き方の推進

6行目の

「女性にとって魅力的な地域づくりを通じ、将来にわたり女性が活躍できる持続可能な地域社会の構築が重要である。地域における女性活躍の推進は、・・・」の文章であるが、この文章に係る主語が先にくることで、理解が深まりやすいのではないか。

例えば、「・・・男性を上回る傾向にある。地域における女性活躍の推進にむけては、女性にとって魅力的な地域づくりを通じ、将来にわたり女性が活躍できる持続可能な地域社会の構築が重要である。」とした方が、理解が深まると思われる。

P17 （2）多様で柔軟な働き方の推進

①働き方改革関連法に基づく取組の推進の取組の一つとして「働き方改革推進支援センターのワンステップ相談窓口」について触れているが、

ア) 質問どの程度この相談窓口が活用されているのか？（地域格差はあるのか？）

イ) この相談窓口への相談内容が、地域課題の見える化を図るポイントになるかと思う。男女共同参画センターの相談事業（内容）から施策につなげていくのと同じように、この相談窓口が単なる通過点（案内役）になるのではなく、地域の施策につなげる仕組みを持つことで、地域の実情に応じた取組が実施できるようになると考える。

P20 （6）非正規雇用労働者の待遇改善 の下から3行目

「地方公共団体において、「会計年度任用職員」制度による任用・サービスの適正化と期末手当

の支給が進んできているところであり、適切に制度が運用されるよう、引き続き、必要な取組を行う。」とあるが、「会計年度任用職員」については、正規職員に比べ月給が低い状況は変わらず、収入格差は続き、任期は原則1年のため雇用の不安も大きい等の課題もある。また、ここで触れている期末手当の支給についても、支給する代わりに月給がカットなどという自治体もある。課題があることも列記したうえで、「課題の解決を図りながら、適切に制度が運用されるよう、引き続き必要な取組を行う。」と書き換えてはどうか。また、国として実態調査の必要性もあるのではないだろうか。

P22 （8）②地方における女性活躍の推進 の一番下の行

「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく市町村男女共同参画基本計画の策定状況の見える化を進める。」とあるが、重点方針2020の「（2）地域の実情に応じた取組の積極的な後押しと働きかけを進めていく」の観点から、この市町村男女共同参画基本計画に対し市町村がどのように活用・運用していくかについての後押しが重要と考えられる。策定状況の見える化のみならず、もう一步踏み込んだ調査や支援も必要ではないだろうか。

町村において基本計画は策定されているものの、「絵に描いた餅」状態の自治体もある。町村の男女共同参画担当課（者）のスキルの底上げが必要だと感じている。本来ならば行政の全ての施策に対しジェンダー主流化を図るべく取組をしていく必要があるが、都道府県レベルでもそれがなされている自治体はどの程度であろうか。また、②の中に書かれている「少子化対策地域評価ツール」をみても、その分野横断的に検討する枠組みの中に、男女共同参画担当課が含まれていないことに憤りを感じる。

P28 III 女性活躍のための基盤整備

都道府県、市町村の男女共同参画基本計画は重点方針 2020 に書かれている「(2) 地域の実情に応じた取組」及び「(4) 分野横断的な価値としての男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、施策に反映する」といった視点をもって取組むためにあるものだと認識している。前述したような現状の課題解決に取組むことも必要であり、基盤整備の一つとして書き加えることはできないだろうか。

P30 2 (1) 待機児童解消に向けた、子育て基盤の整備等の 5 行目

質問 「保育コンシェルジュ等の積極的な活用を促進」とあるが、保育コンシェルジュとはどのような経験や資格の持ち主で、どのような組織に所属し役割を果たすのか分からないため、ご教示願いたい。

P32 3. 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための意識改革、理解の促進

2 行目に「学校・メディア等が・・・」とあるが、その後の文章に「指導・意識改革を行うことができるよう・・・」とあるが、学校にはあてはまるが、メディア等は「指導」をする立場にはないと思う。言わんとしていることは理解できるが、ここの表現を変える必要があるのではないだろうか。

また、(3) の文章の中に、「メディア・クリエイティブ業界」とあるが、このような業界はないのではないかと。「メディア業界のクリエイティブ職」であり、連携が必要な業界は「メディア業界」で良いのではないだろうか。また、その後に「意識改革に向けた各業界の自主的な」とあるが、ここで書かれている「各業界」とは、具体的にどのような業界なのか、明記した方が良いと思われる。

第 25 回重点方針専門調査会 第 2 回目意見

委員 小山内世喜子

各委員から出された意見に異論はございません。

その中で、鈴木委員がご指摘している「新しい社会をつくろうとしていることを十分に踏まえた重点方針」という考え方には特に賛同します。

重点方針 2020 は「すべての対策を、ジェンダー平等の視点から再検証する」ことが必要だと思います。個別に捉えると次の通りです。

- ・ Stay home 要請が固定的性別役割分担意識の日本における現状が露呈されたと感じます。無償ケア労働が女性に押しつけられがちであることが、女性差別を助長することを認識する必要があります。今取組む事で、国民一人ひとりが自分事として捉え、社会全体の意識変革に取り組もうとするのではないのでしょうか。

- ・意識の問題と併せて、特定定額給付金の受給者権問題で浮かび上がった「世帯主単位」のあり方など、制度改革に取り組むチャンスでもあると思います。

- ・防災・復興においても、新型コロナウイルス感染拡大を新たな災害の一つとして捉え、取り組むことが必要だと思います。新型コロナウイルス感染拡大による社会の問題は、東日本大震災において浮上した「災害援護資金は被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付を行う」等の問題や女性へのケア役割の強化、DV の増加などと同じ事が繰り返されています。種部委員がおっしゃるとおり、今取組むべき課題であり、先延ばししてはまた、次の災害時に同じ事が繰り返されてしまいます。

- ・そして、意思決定機関への女性の参画を格段に進めることも必要です。新型コロナウイルス感染対策で対応が優れていた国の女性リーダーがクローズアップされていますが、政治分野への女性の参画の推進を一段と図る必要があると思います。

- ・この他にも、非正規労働の問題やひとり親の貧困問題など、あらゆる局面でジェンダー平等の社会づくりが急務かと思われます。

ぜひ、「新しい社会をつくろうとしていることを十分に踏まえた重点方針」としていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項 ～
「女性活躍加速のための重点方針 2020」の策定に向けて～

意見書

白河桃子 相模女子大特任教授

全体を通して：

ジェンダー平等という言葉が最初に入っており、全ページを通じて8個でした。新しい時代を感じさせました。しかし、前回入っていた「ジェンダー統計」をいう概念がどこかに行ってしまいました。ジェンダー統計を使って実態を把握することの重要性を入れていただきたいと思います。

1 ページ

。諸外国では ~~新しい社会を切り拓く~~ 持続可能な社会を作るという観点から経済分野や政治分野でのジェンダー平等を進めているところ、我が国においてもジェンダー平等の取組 取組を一段と加速させることが喫緊の課題である。

2 ページ

(1) 女性活躍の大前提である安全・安心な暮らしの実現のため、女性に対する暴力 ~~の~~ 及びハラスメントの根絶に向けた取組や、困難に直面する女性への支援の充実

③若年層を対象とする予防啓発の拡充

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、SNS 等の若年層に届きやすい広報媒体の活用やその内容の充実など、若年層を対象とする暴力の加害者や被害者にならないための予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。**幼児からの発達段階に応じた「体の尊厳」を教える教育は特に重要である。**

10 ページ

学校教育段階において、**体の尊厳、避妊、妊娠・出産等**に関する医学的・科学的に正しい知識を適切な教材に盛り込み、外部講師として専門家の活用を推進するとともに、教職員の研修などを

行う。さらに、家庭や地域での教育、婚姻届提出時や成人式などの機会を活用した、社会 人等に対する情報提供が行われるよう取組を進める。

27 ページ

③メディア分野

人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識（ステレオタイプ）、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等感の形成等は、引き続き重要な課題であり、世論形成に大きな影響力を持つメディア関係業界（新聞、テレビ、雑誌、ネットメディア、広告など）において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、取材環境や働き方の見直しに向けた取組を促す。

32 ページ

（2）いわゆる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への対応

就労の場や地域社会、学校現場、メディア、家庭等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観（ステレオタイプ）を与える、いわゆる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に対して、特に学校現場において、児童生徒等が自身のライフキャリアを固定的な性別役割分担にとらわれず考えられるようにするため、指導的立場にある教員が自身の無意識の思い込みに気付くための教員研修プログラムを開発する。

■どこかに母子学級だけでなく「父親も一緒に妊娠から子育てを学ぶ両親学級」という言葉を入れて欲しいです。

「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項（本文案）」に関する意見

大和総研 鈴木準

- 全体に、体系的かつ重要と思われる課題が網羅されている記述になっていると思料。その上で、さらに時宜を得たものとするために、以下の意見を述べたい。
- 目下、社会全体が新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐことに伴って、新しい社会を作ろうとしていることを十分に踏まえた重点方針とすることが今年度のポイント。重要課題のうち中長期的な施策は第5次男女共同参画基本計画にしっかりと取り入れ、新型コロナウイルス感染症問題をいわば“てこ”として取り組むべき課題を「重点方針2020」で扱うといった役割分担の視点が必要ではないか。
- 例えば、テレワークの推進は、これを機に一気に進められることを期待するが、現状の記述は、テレワークマネージャーによる相談対応拡充や中小企業への経費助成、長時間労働を招かないためのガイドライン周知徹底といった施策にとどまっている。テレワークの広がりを経済全体の生産性・賃金を引き上げる好機ととらえて、「女性活躍に資する多様な働き方の推進」の中でも最優先の取組みとし、民間企業を巻き込んだ潮流を生じさせるさらなる工夫ができないか。
- また、在宅勤務や感染予防のための Stay home 要請は、家庭における男女の役割分担意識などについて多くの気づきをもたらしたに違いない。男女が協力して家事・育児を行うことの重要性を啓発する効果が非常に高い局面であると思われ、アンコンシャス・バイアスへの対応という面からも、今回、力点を強くおきたい。
- その他では、「～を行う」「～を実施する」と具体的に記述されているところは分かるのだが、「徹底する」「努める」「推進する」といった場合には、どのようにそうするのかの手段や目指している到達位置等が必ずしも明確でない箇所が見受けられる。それらの点について、記述できるものは本ペーパーのベースでそうしていただき、少なくとも具体的な各府省の施策では明確にさせていただく必要がある。また、「検討する」といった場合には、いつまでに結論を得るのか期限を設定する必要もある。
- すべての事項について、できる限り、事後にその施策の効果が検証できるよう、目標設定と測定指標を意識していただきたい。男女共同参画に係る施策においても、効果の高い取組みを拡充するなどのブラッシュアップや、施策のスクラップ・アンド・ビルドをPDCA サイクルの中で行うことがこれまで以上にできれば、政策効果の向上が期待できる。

以上

第 25 回重点方針専門調査会

重点取り組み事項(重点方針 2020)への意見

委員 種部恭子

3 ページ

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 2 段目

暴力専門調査会の検討の際に見落としておりました。DV 被害相談は高止まりですが、身体的暴力とより危険度の高い暴力に曝され警察に相談する件数の割合が高くなってきていることに着目すべきだと考えます。以下修正案です。

「DV については、配偶者暴力相談支援センターに対する相談件数が平成 26 年度以降連続して 10 万件を超え高止まりの状況にあるが~~り~~、警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数も 8 万件を超えて~~、~~年々増加して~~いる~~おり、生命に危険が及ぶほどの深刻な DV が~~増えていると推察される。~~」

4 ページ

②子どもの性被害防止プラン

年少の子どもについては、わいせつ目的の性的接触を被害だと自覚しにくく、加害者からの口止めや「どこの家でもやっている」と刷り込まれていることから、性暴力と気付かずに友だちに開示してしまい、学校や地域で対策を取る間もなく噂により生活を奪われることが非常に多いと思います。また、被害を開示された最初の大人の初動により、被害の相談が行われなくなることや二次被害につながることも、被害を見えなくしている一因だと思います。

国民意識の向上、代表者聴取等関係機関の連携強化、児童ポルノ防止の啓発の3つをあげて「教育啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進」となっておりますが、小学校でのからだの学習の機会を通じて、プライベートゾーンの侵害は暴力であることを伝える機会を作り、被害の認知と相談の方法を教えることで、性虐待を防止する方向を検討願います。(7 ページに若年層への啓発の記述がありますが、子どもへのアプローチはこの部分だけですので。)

13 ページ

5. 防災復興に関して

新型コロナウイルス感染症は、災害と同じインパクトを持ち、社会的弱者である女性が平常時に置かれている困難をあぶり出し、弱い順にダメージを与えています。新型コロナウイルス感染症によりあぶり出された課題を抽出し、平常時の見えにくかった不具合として制度改革に取り組むことを盛り込めるのは、今年ではないでしょうか。

豪雨や地震を想起させる内容にとどまっていますが、Stay homeでDVのエスカレートが起こる

ことも、震災と感染症で全く同じ状況でした。交付金や福祉貸付金の運用、賃金や処遇の格差など、平常時の不具合に気づいて検証することで、男女共同参画の視点を盛り込む良い機会と考えます。

18ページ

テレワークの推進を多様な働き方であるという考え方と同時に、コロナウイルスのような新興感染症や大規模災害に対するBCPという位置づけで普及させること、同時に育児や介護などの制約がある社員にとってのBCPであるという認識を持つ良い機会が来ていると思います。生活維持に必要な医療福祉やサービス業等以外は、テレワークにより病児保育や小学校入学での離職を防止する、良いチャンスだと思います。

22ページ

コロナウイルス感染症によるテレワークやデジタル化の普及は、地方移住のチャンスですが、地方にはジトつとした固定的性別役割が根強いと思います。

UIターンや地方移住推進を進めるためにやらなければならない性別役割意識を取りはらう取り組みを推進するチャンスであると思います。

23ページ

政治分野について、議会の育休・介護休暇による議員報酬のカットは、公職選挙法に抵触します。法的な取り扱いについて調査研究を始めてはいかがでしょうか。

24ページ

地方公務員の仕事の割り当て方にアンコンシャスバイアスがあります。地方公共団体におけるイクボスの取り組みや人事におけるバイアスの調査を始めてはいかがでしょうか。

第 25 回重点方針専門調査会

重点方針 2020 への追加意見

種部恭子

P8

「2 困難を抱える女性への支援」

(2)ひとり親家庭への支援、子どもの貧困対策

今回の新型コロナウイルス感染症による休業要請によって、不安定な雇用状況におかれるひとり親は、真っ先に経済的な打撃を受けました。現在も非常に厳しい状況に置かれているのは変わりなく、支援も届きにくい状況にあります。食べるものもなく、精神的な不安により虐待もエスカレートしています。

平常時の不具合があぶり出されている今こそ、ひとり親家庭への支援の制度および運用上の問題点を拾い上げる良いチャンスだと思います。たとえば自治体職員のスキルにより、本来受けられるはずの支援が受けられないことから、市町村間で様々な支援の実施件数に大きな差が生じていますので、その把握に努めることで支援が届きにくい理由が見えるようになると思います。また、過去の DV の影響や面前 DV を受けた子どもの不登校や問題行動等への対応で自身が精神疾患を持つひとり親が非常に多いのですが、精神疾患で障害年金を受給しているひとり親家庭は児童扶養手当の対象になっていません。従って今回の増額支給も対象になりません。

子どもの貧困対策の推進の部分の部分が薄いと思いますので、新型コロナウイルス感染症の影響で問題点が見えている今こそ、ひとり親家庭・貧困家庭への支援の実態把握を盛り込むべきであると考えます。

第 25 回重点方針専門調査会重点取り組み事項(重点方針 2020)への意見

委員 辻村みよ子

5 月 18 日の書面開催調査会に関し、資料 1 についての意見を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 資料1 23 頁 3 (1)政治分野についてです。

これまでに、何度も調査会で発言してきましたが、平成 30 年の政治分野の男女共同参画推進法ができましたので、従来の「重点方針」の記載内容と同じでは不十分で、同法を踏まえた内容にする必要があると考えます。

特に、同法では(下記のように)政党に情報提供等をするだけでなく、国と地方自治体の責務として、「自ら必要な施策を策定し、実施するよう努める」ことを求めています。

同法 3 条「国及び地方公共団体は・・・政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。」

これに対して、原案では、3 6ー8 行目に同法の指摘があり「同法に 基づいた取組を強化 し、…積極的に推進する」ことが重要である」と書いてありますが、実際には、政府分野、①②の内容は、これに反して、①政党等への情報提供、②地方公共団体における取組の促進となっていて、国の責務として、見出しに書かれているのは、「政党等への情報提供」だけです。

政党に情報提供するだけでは、国の独自の「施策の策定」にはならないので、せめて「効率的な施策を検討する」くらいのことは書いてほしいと思います。現段階であらたに書きなおすのは難しいと思いますので、現状の記載を活かして見出しを1つ増やす等の訂正をお願いします。

具体的提案は、下記の通りです。書きぶりについても、政治分野では、すべて調査・検討のレベルにとどまっているのに対して、行政分野のほうは、「強力に進める」「一層強化する」となっていて差異が明らかです。原案作成者が異なるのかもしれませんが、政治分野の書きぶりの消極性がありにも明瞭で、前年までの書きぶりが踏襲されていますので、再検討をお願いする次第です。

提案

(1)政治分野

① 政党等への情報提供、ポジティブ・アクション導入・人材育成等の要請

令和2年に作成した、諸外国における政治分野の男女共同参画のための取組をまとめたパンフレットを広く周知し、諸外国の取組や我が国の現状、女性の政治参画の意義等を周知・啓発する。また、当該パンフレットを活用しながら、各政党に対し、ポジティブ・アクションの自主的な導入や、環境の整備、人材育成等に向けた検討を引き続き要請するとともに、各政党における取組状況の把握・公表の取組を進める。

② 実態把握のための調査の実施、施策の検討

政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、女性の政治参画への障壁等に関する実態を把握するため、政治分野におけるハラスメントを含めた立候補者や議員を取り巻く状況をアンケート調査により把握・分析するとともに、各政党が抱える課題を調査する。

上記の諸調査・分析結果を踏まえて、政治分野の男女共同参画推進のための有効な施策を検討する。

③ 地方公共団体における女性の参画状況の促進

地方議会における旧姓・通称使用の状況等を調査するとともに、女性模擬議会等の地方議会における政治分野における男女共同参画のための施策の好事例の収集・展開や、女性の参画状況・環境整備の状況に関する「見える化」を進める。また、地方議会における女性を含めた幅広い層が参画しやすい環境の整備、**および両立支援策**について 検討し、取組みを促進する。政治に参画しようとする女性の裾野を広げるため、地方公共団体が行う施策の参考となるよう、効果的な人材育成の在り方やそのための手法について検討を行い、**取組を進める**。

他にもありますが、この段階ですので、上記の提案に留めます。どうぞよろしくお願いいたします。

第 25 回重点方針専門調査会重点取り組み事項(重点方針 2020)への意見

委員 室伏きみ子

資料1の 25 ページ、(4)②の最後に、以下の一文を追加して頂けませんか？

「さらに、我が国の科学技術の将来に向けて、女性研究者の視点を活かした新たなイノベーションを創出するための研究活動を支援する。」

どうぞよろしくお願い致します。

また、32 ページの3に、とても大切な事項を記載頂きました。
有り難うございました。

働き方の多様化を踏まえ、様々な取組において雇用に限定せず記載する必要があるため以下、指摘をいたします。

P2. （２）雇用→ 就労・雇用 へ修正検討

雇用だけでなくフリーランスや類似雇用など幅広い表現にしたいところ。

P9. ３．生涯を通じた女性の健康支援の強化

内容に異論はないが、医師分野の説明に半分を割くのはバランスを欠いている。

前段の肉付けか後段の簡素化が望ましいのではないか。

P21. （７）女性の学び直しや就業ニーズの実現 雇用に限定せず広く記載の検討

就業ニーズが雇用という解決策に集中しているが、起業はもとより雇用との複合も考える。少なくともリカレント教育の１メニューとしての認識を持つ記載が必要。またマザーズハローワークに加え男女共同参画センターとの連携についても検討し働き方の多様化につなげる記載も検討をしてほしい。

P28 （７）女性の起業等に対する支援 女性の事業承継支援の追記検討

税制、補助金や事例展開に加え、女性特有の悩みを親身に解決する支え手が必要と考える。事業承継支援機関における相談窓口において女性の比率を高める等の環境づくりも重要なのではないか。現状調査・課題検証とともに対策検討が望まれる。

以上。